



平成26年5月20日

各 位

会 社 名 三 和 倉 庫 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 鷹 見 伸 佳
(コード番号 9320 東証第2部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 山 本 聡
(TEL 03-3578-3001)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月27日開催予定の第83回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役に適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第29条（社外取締役の責任限定契約）および第36条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、第29条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(社外取締役の責任限定契約)</u> <u>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u>
第29条～第34条 (条文省略)	第30条～第35条 (現行どおり)

(新 設)	(社外監査役の責任限定契約)
	<u>第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u>
第 <u>35</u> 条～第 <u>40</u> 条 (条文省略)	第 <u>37</u> 条～第 <u>42</u> 条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 26 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日

以 上